

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質確保を進めてまいります。

1 「建設工事」について

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格について、適用範囲を平成31年改正の中央公契連モデルと同様にします。

最低制限価格制度（最低制限価格） 適用範囲の改正

現 行 予定価格の10分の7から10分の9.2の範囲内

改 正 予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内

※ 算定式の改正はありません。

※ 算定式により難い場合も同様とします。

低入札価格調査制度（調査基準価格） 適用範囲の改正

最低制限価格制度適用範囲と同様

2 「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」について

(1) 最低制限価格制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格について、算定式及び適用範囲を平成31年改正の「予算決算及び会計令」第85条の基準と同様にします。

最低制限価格制度（最低制限価格） 適用範囲の改正

業種区分 測量業務

現 行 予定価格の10分の6から10分の8の範囲内

改 正 予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内

最低制限価格制度（最低制限価格） 算定式の改正

業種区分 地質調査業務

現 行 (直接調査費の額) + (間接調査費の額×90%)
+ (解析等調査業務費の額×80%) + (諸経費の額×45%)

改 正 (直接調査費の額) + (間接調査費の額×90%)
+ (解析等調査業務費の額×80%) + (諸経費の額×48%)

上記の改正は、令和2年4月1日（水）以降に告示又は指名する案件から適用します。

令和2年4月改正後の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

「建設工事」に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

制度区分	適用金額区分	算定式区分	適用範囲	①	②	③	④
最低制限価格制度	3億円未満	最低制限価格	$\frac{7.5}{10} \sim \frac{9.2}{10}$	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55
			$\frac{7.5}{10} \sim \frac{9.2}{10}$	上記算定式により難しい場合			
低入札価格調査制度	3億円以上	調査基準価格	$\frac{7.5}{10} \sim \frac{9.2}{10}$	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55
			$\frac{7.5}{10} \sim \frac{9.2}{10}$	WTO対象工事・総合評価方式で、 上記算定式により難しい場合			
		失格基準		直接工事費 ×0.95	共通仮設費 ×0.85	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.55

- ※ 算定式（最低制限価格、調査基準価格）：上の表における①から④について一円未満を切捨て、合計し、合計額の千円未満を切捨てた後の額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。
- ※ 算定式（失格基準）：上の表における①から④について一円未満を切捨て、合計し、合計額の千円未満を切捨てた後の額とします。
- ※ 調査基準価格を算定式により定めた場合に適用範囲上限の $\frac{9.2}{10}$ を超える場合、失格基準は予定価格に $\frac{9.2}{10}$ 及び $\frac{100}{110}$ を乗じ、その額の千円未満を切捨てた後の額に $\frac{98}{100}$ を乗じ、その額の千円未満を切捨てた後の額とします。
- ※ 総合評価方式を適用する工事は、低入札価格調査制度を適用します。
- ※ 建設工事の単価契約における最低制限価格は、予定価格の $\frac{8.5}{10}$ 程度から $\frac{9}{10}$ の範囲内で運用します（ただし、設定が適さないと判断した場合を除く）。

「建設工事に伴う設計、調査及び測量業務」に係る最低制限価格制度

業種区分	適用範囲	①	②	③	④
測量業務	$\frac{6}{10} \sim \frac{8.2}{10}$	直接測量費	測量調査費	諸経費 ×0.48	—
建築関係の建設コンサルタント業務	$\frac{6}{10} \sim \frac{8}{10}$	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×0.6	諸経費 ×0.6
土木関係の建設コンサルタント業務	$\frac{6}{10} \sim \frac{8}{10}$	直接人件費	直接経費	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.48
地質調査業務	$\frac{2}{3} \sim \frac{8.5}{10}$	直接調査費	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費 ×0.48

- ※ 算定式：上の表における①から④（測量業務については①から③）について一円未満を切捨て、合計し、合計額の千円未満を切捨てた後の額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。